

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十一・八センチメートル）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十日から令和六年二月九日まで